

# 「無差別・安心の介護制度を！」

## ～公開討論会のご案内～

**日時** 9月27日(土) 13:30～16:00 **会場** きらめきプラザ4F会議室



- \* 「65歳になったら、無料であった介護に1割負担がかかり困っている」
- \* 「65歳になったら介護保険を使わされ、介護時間がたりなくなった」
- \* 「必要な介護時間がもらえない」 などなど…以上障害者。
  - 「介護時間が足りない」
  - 「介護保険介護は利用料が高くて使えん」
  - 「老々介護で難儀している」
  - 「病院に行く時、病院の玄関までしか連れていってもらえない」 などなど…以上高齢者。

こうした、悩みは、各県・各市町村によって大きく異なります。他県では障害者が65歳になってもなんら困らない対応してくれる市町村、介護保険をいかに上手に使うかを教えてくれる市町村があります。同じ日本でも岡山市のように全国最悪の市とそうでない市とは大きな差があります。

介護が必要になったら、「必要に応じて介護が受けられる制度にするにはどうしたらよいか」考えてみませんか？ 同苦共闘の輪を広げませんか？

### 討論会日程

- ・ 13:00～ 受付
- ・ 13:30～ 開会 主催者あいさつ
- ・ 13:35～ 【話題提供】
  - \* 提訴から1年間の経過と提訴の意義(弁護団)
  - \* 介護現場から見える制度の矛盾
    - ・ 事業所から(まんまる)
    - ・ ケアマネから(依頼中)
    - ・ 「医療・介護の提言」(県民医連)
  - \* 当事者・家族から
    - ・ 浅田さん
    - ・ 家族から(依頼中)
- ・ 15:00～ 討論(質疑応答・意見交換)
- ・ 15:55～ 閉会あいさつ



駐車場がありませんので  
公共交通機関をご利用下さい

ご一緒に考えませんか？

### 主催：「浅田達雄さんを支援する会」

代表世話人 浪尾 淑子 (元岡山医療生協理事長) 中島 純男 (岡山県地域人権運動連絡協議会議長)  
吉田 裕美 (障害者の生活と権利を守る岡山県連絡協議会会長)

弁護団：呉 裕麻、光成 卓明、古謝 愛彦、柿崎 弘行、金馬 健二、上尾 洋平

連絡先：北区関西町3-11 障岡連事務局内 支援する会事務局長 吉野一正 090-9507-8031

# 県民のみなさんへ「浅田訴訟にご支援を！」



原告の浅田達雄さん

## 「浅田訴訟って、“どんなこと？”」

昨年2月12日、浅田さんが65歳の誕生日を迎える3日前に、岡山市は浅田さんが「介護保険を申請していない」という理由で、彼が受けていた月249時間の介護時間を打ち切りました。彼は、介護なければ生きて行けません。彼は、岡山市から

「死ぬ」と言われたと悲しみ、怒りから「岡山市のやり方は、全国で例をみない非人道的な処分で、生きる道を閉ざした」と憲法違反と職権乱用逸脱したもものとして、9月19日に岡山市を訴えました。



9/19 岡山地裁に提訴に向かう原告と支援者

### 岡山市の非人道的な福祉の考え方は！

浅田さんは、提訴の前に岡山県に浅田さんの不服審査の請求を行いました。その内容の一つが以下のことです。

#### 浅田さんの審査請求の理由の一つに

「市の処分は、自立生活を困難にするどころか、命を奪いかねないような重大な内容である。生存権が侵害されていることは明らかであるから、本件決定は憲法25条に違反する」と指摘。

#### 【岡山市の弁明書】

審査請求人は、現在、支援者からのほか献身的なボランティアによって当面の自立生活をおくることができているところ。よって本件決定は何ら審査請求人の生存権を侵害しておらず、憲法第25条に違反しない。

切...り...取...り...線

### 「浅田達雄さんを支援する会」(略称：支援する会) 加入申込書

「浅田達雄さんを支援する会」に		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体で</li> <li>・ 個人で</li> </ul> 加入します。	
お名前 (所属団体名) 又は団体名と 代表者名			
ご住所			
TEL		FAX	
その他	パソコン・スマホ持参の方czv01241@nifty.com 事務局吉野まで、メールでアドレスを連絡ください。通信を送ります。		

支援する会に加入して一緒に裁判の勝利をめざしてくれませんか。加入をお願い致します。

左記の申込書を切り抜き、はがきに貼り付けて送ってください。パソコン、スマホ持参の方は、メールアドレスを送ってくだされば、「ささえる会通信」を送信します。